

入札告示

札幌市告示第 3685 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 8 月 17 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1-10
札幌市手稲区市民部総務企画課庶務係 電話 011-681-2425 FAX 011-681-2523
メールアドレス teine-somukikaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 案件名

手稲区役所共用車用自動車借受（リース）

(2) 借受台数

1 台

(3) 納入期限

令和 5 年 12 月 1 日（金） 8:45~17:15 の間

(4) 借受期間

令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日まで（60 ヶ月）

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(5) 納入場所

札幌市手稲区役所（札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目 1-10）

(6) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の

10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額 $\frac{110}{100}$ に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」、小分類「自動車賃貸業(車両リース)」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市内に本店または支店を有する者。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出方法
上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/teine/shimin/keiyaku/ippannkyousou/20230817.html>
- (3) 入札書の受領期限
令和5年8月31日(木)12時00分(送付による場合は必着のこと。)
- (4) 開札の日時及び場所
日時 令和5年8月31日(木)14時00分
場所 札幌市手稲区役所3階D会議室(札幌市手稲区前田1条11丁目1-10)
- (5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（月額）を一年間あたりの額に換算した額（12 か月分）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札候補者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札決定後、発注者より必要に応じて入札資格等を確認する書類を求められた際は指示に従い提出すること。

(6) 詳細は入札説明書による。